

令和2年度 第1回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和2年 8月 5日(水) 13:55～16:00 橋本市役所 会議室B	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭 鈴木 秀幸	
審議対象期間	令和元年10月1日 ～ 令和2年3月31日	
抽出案件	総件数 3件	審議事項 (1)令和元年度下半期の入札・契約結果について (2)定例報告 ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について
制限付一般競争入札	1件	
工事希望型競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p>(1)令和元年度下半期の入札・契約結果について</p> <p>意見・質問事項等なし。</p>	
<p>(2)定例報告</p> <p>1. 指名競争入札案件が1件入札不調となり、その後随意契約となっているが、随意契約とした理由は何か。</p> <p>2. 入札不調となってから、随意契約の契約が締結されるまでの時間がかかっているの、その理由では随意契約とした説明がつかない。今後はそのようなことのないように、随意契約とする理由がつかないのであれば、できるだけ入札に付すべきではないか。</p>	<p>随意契約とした根拠は地方自治法施行令の適用によるもので、施工現場も災害復旧工事ではありませんが、修繕を急ぐ工事であったため、工事担当課において随意契約としたと思われます。</p> <p>わかりました。今後、検討していきたいと思います。</p>
<p>(3)抽出事案について</p> <p>【制限付一般競争入札】</p> <p>『あやの台北部工業団地第一地区造成工事』</p> <p>1. 今まで総合評価落札方式を採用したことはなかったが、技術提案の設定・評価など落札者の決定までに多くの手続き、期間が必要となるこの方式を採用したのはなぜか。</p> <p>2. 大手ゼネコンであれば、共同企業体でなくとも施工できると考えるが、単体でも受注できるのか。</p> <p>3. 和歌山県は総合評価落札方式を採用しているのか。</p> <p>4. 今回の参加条件に共同企業体の場合、構成員に地元業者を含めるよう定められているが、この条件設定は国が推進しているのか。</p> <p>5. 契約相手方が3者の共同企業体となるが、配置技術者の扱いはどうなっているのか。</p> <p>6. 共同企業体3者にそれぞれ負担割合があるのか。</p> <p>7. 評価項目が0点の応札があるが、評価項目が1つでも0点であった場合には、落札者となることのできないなどの制限はないのか。</p> <p>8. 評価項目に0点が含まれる者が落札者となり得ることに違和感を感じるが、問題はないのか。</p> <p>9. 設定した条件等が妥当であるか、橋本市だけでは判断が難しいが、今後のために、和歌山県などで他市町村の事例を集積し、手続きを再検討する必要がある。国が中心となって進めているとは思いますが、他の工事をどのように発注するか、説明責任が問われる場合には説明できる資料を作っていないといけない。</p>	<p>大規模な造成を行う工事であり、工事金額が非常に大きく、使用する工事機械、工法など、技術的な検討・工夫の余地が大きいこともあり、総合評価落札方式を採用しました。また、以前にも総合評価落札方式を採用した工事はありますが、今回のように技術提案を伴うものではありませんでした。</p> <p>和歌山県内に主たる営業所を持たない者は、共同企業体でのみ参加可能という条件となっていますので、大手ゼネコン単体では入札に参加できません。</p> <p>和歌山県においては、予定価格1億円以上の場合、技術提案の提出を要する標準型の総合評価落札方式を積極的に採用することとなっています。</p> <p>はい。一般に共同企業体の採用理由というのは、今回のような大規模で、技術的な難易度も高い工事の場合になります。各業者の技術力を結集することにより、工事の安定的な施工が確保され、地元業者が共同企業体の構成員として共同施工することで、技術力の向上、技術移転を図るといったメリットも見込めます。</p> <p>3者それぞれから専任かつ常駐の主任技術者を配置することとなっています。</p> <p>はい。参加条件には各構成員が20%以上の出資比率とするように定めています。</p> <p>はい。評価点を合計した点数により決定しますので、0点の評価項目があっても落札者となることは可能です。</p> <p>はい。この得点は加算点となりますので、得点がなく0点の場合でも加算することがなく、標準である、ということとなりますので問題はありません。</p> <p>はい。わかりました。</p>

意見・質問	回答
<p>【工事希望型競争入札】 『第5次拡張事業 紀の川右岸送水管(西部低区配水池工区)布設工事』</p> <p>1. 工期を長期間延長しているが、なぜか。</p> <p>2. 予定通りの変更契約であり、延長日数ということか。</p> <p>3. 配布資料では、落札予定者と記載されているが、この資料の時点では落札決定ではないのか。</p> <p>4. 事後審査方式は、すべての入札において適用しているのか。</p> <p>5. 指名競争入札ではこの方式をとっていない。応札者に混乱を生じさせかねないので、指名競争入札においても適用し、事後審査方式で統一してはどうか。</p>	<p>繰越予定の工事であり、3月31日の年度末で1度区切る必要がありました。繰越後に当初の予定通り9月まで延長しました。</p> <p>はい。その通りです。</p> <p>はい。この案件は工事希望型競争入札ですので、配置技術者の審査は事後審査の方式をとっています。ご覧の資料は開札時点のもので、落札予定者となります。落札予定者より提出された資料の審査をもって、落札決定となります。</p> <p>工事希望型競争入札及び制限付き一般競争入札のほぼすべてで適用しています。</p> <p>今後、検討します。</p>
<p>【指名競争入札】 『杉村やすらぎ広場整備(その7)工事』</p> <p>1. 変更契約を2度行っているが、変更理由は何か。</p> <p>2. 別事業の工事とは同時施工はできないのか。</p> <p>3. 合丁場となることわかっているのに、あらかじめ調整し、工期延長することなく施工することはできなかったのか。</p> <p>4. 今回の場合に限らず、調整をとらないと工期が際限なく延長されることとなる。入札の段階で察知できる場合も考えられるので、今後は気を付けるべきではないか。</p>	<p>繰越予定工事であったため、第1回の変更については標準工期確保が目的の、当初から予定されていた変更契約となります。また、この工事の同一箇所において別事業の工事を施工しております。その工事との調整をとった結果、工期延長の必要が生じたため、第2回の変更を行いました。</p> <p>別事業の工事に使用する機械と現場の都合上、同時に施工することは難しいと判断し、別事業の工事の施工完了後にこの工事を進めることとなりました。</p> <p>結果的に調整不足となり、工期延長が必要となってしまいました。今後連絡を密にし、調整を図りたいと思います。</p> <p>はい。いずれにせよ調整をとるべきでした。別事業の工事も急に決定したわけではなく、以前より計画されていたはずであるので、今後は調整する機会を設けていかなければならないと思います。</p>